平成２９年（フ）第４７７号
熊本市東区新生２丁目７番13号　高須アパート201号
債務者　牛島　克子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２号
青森市浪岡大字郷山前字村元９番地１
債務者　工藤　文明
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９５号
松江市菅田町45番地　市営菅田アパート201号
債務者　梅田　和子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１１号
松江市松尾町785番地
債務者　原田　信子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
松江市東津田町1202番地５　サーパス津田小東702号
債務者　磯田美喜子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
山形県鶴岡市下川字七窪204番地13
債務者　渡部　朋子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１７号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊3355番地
債務者　井原商店こと　井原　清治
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第１９号
和歌山県日高郡日高川町大字土生163番地
債務者　瀧口　和子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第２６８号
香川県高松市今里町２番地10
債務者　十河　幸司
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３８号
茨城県石岡市東石岡４丁目９番３－302号、前住所茨城県石岡市東石岡３丁目16番13号エルディムソウノダイ202号
債務者　藤枝美知代
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６２９号
愛知県半田市鴉根町４丁目67番地
債務者　魚政こと　小野　正己
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目12番18号
債務者　藏ケ**﨑**　誠
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目12番18号
債務者　藏ケ**﨑**百合子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市双葉町３丁目23番19号　ピオネールスリー203号
債務者　吉村　尚哉（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０８号
青森県八戸市長苗代２丁目15番18号　コーポ石堂Ａ－７、前住所青森県八戸市大字是川字田中38番地１
債務者　西村　英司
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７０６号
宮城県富谷市富ケ丘２丁目21番４－102号
債務者　成田　公介
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３８号
仙台市泉区南光台４丁目23番８号
債務者　加藤　成昭
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係